

【案】

資料 5-2

府科事第〇〇号

令和6年12月〇日

内閣総理大臣 石破 茂 殿

文部科学大臣 阿部 俊子 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

農林水産大臣 江藤 拓 殿

経済産業大臣 武藤 容治 殿

環境大臣 浅尾 慶一郎 殿

総合科学技術・イノベーション会議

議長 石破 茂

福島国際研究教育機構の令和5年度業務実績に関する主務大臣評価（案）

に対する総合科学技術・イノベーション会議の意見（答申）

令和6年11月27日付け復本第2313号、6文科振第714号、厚生労働省発産情1112第1号、6地第195号、20241111福第1号、環政総発第2411151号をもって諮問のあった標記については、別紙の通り意見を述べる。

【案】

別紙

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣宛て

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 115 条第 6 項に基づき、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の令和 5 年度業務実績評価に関する主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）評価（案）について、諮問（令和 6 年 11 月 27 日 復本第 2313 号、6 文科振第 714 号、厚生労働省発産情 1112 第 1 号、6 地第 195 号、20241111 福第 1 号、環政総発第 2411151 号）があったので、総合科学技術・イノベーション会議は、次の通り意見（答申）を述べる。

【意見（答申）】

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣より諮問があった機構の当該事業年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）における研究開発等業務の実績に係る主務大臣評価（案）については、新産業創出等研究開発基本計画を十分に踏まえるとともに、政府の科学技術・イノベーション基本法等を基にして実施される科学技術・イノベーション政策と整合しており、妥当である。